# へき地教育振興法施行規則の変遷とへき地 指定学校数の量的推移に関する考察

米津直希 御代田桜子 富樫千紘

# ● 要約

本研究は、へき地教育振興法施行規則に規定されるへき地学校指定基準の変遷と、それに伴うへき 地指定学校数の量的変遷を分析することで、これまでのへき地教育を俯瞰する事を目的としている。

へき地学校指定基準は1959年に現在の基準の原型が作られ、これまでに3回の大きな基準改訂が行 われてきた。へき地指定学校数は基本的に微減しつつ、基準改訂によって大幅に増加(再指定)する などの特徴も見られる。一方で直近の改訂後には例年に比べてへき地指定学校数が大きく減少してお り、ここには財政上の都合も関わっているように見える。

へき地教育の条件整備を検討することは、教育にとって必要な諸条件を考えるうえで重要なことで あろう。

## ● キーワード

- へき地教育
- へき地教育振興法施行規則
- へき地指定学校推移

教育条件整備

## はじめに

本稿の目的は、へき地教育に関して、へき地学校指定基準であるへき地教育振興法施行規則の改訂 の経緯とそれに伴う数値的変遷を示すことで、へき地教育への教育条件整備の一端を明らかにするこ とである。

筆者らは「『へき地教育』の概念・法及び実態に関する基礎的研究」(『稚内北星学園大学紀要』(19)、2018年5月31日)において、①へき地教育に関する先行研究レビュー、②へき地教育の法的根拠となるへき地教育振興法の制定過程とその後の変遷、③へき地指定学校の変遷の概要と現在のへき地学校における実践と課題を示した。本稿は、前述の「『へき地教育』の概念・法及び実態に関する基礎的研究」において不完全であったデータを補足し、特に②と③をより詳細に示し分析するものである。

へき地教育を研究対象とする含意は、小規模化する今後の学校経営・教育経営の方策を考える上で へき地教育が研究的関心を集め始めていること、へき地教育への教育条件整備のあり方が、日本にお ける教育条件整備を考える上で重要な示唆を与えると考えられることにある¹。

具体的には以下の順序で整理を行う。まずへき地教育振興法施行規則の基本構成と、改訂内容の経緯を整理する。次に、へき地指定学校数の量的変化を示す。これらを分析することで、これまでのへき地教育における教育条件整備行政の変遷を示す。

なお、本稿は上述の「『へき地教育』の概念・法及び実態に関する基礎的研究」において不完全であったデータを補足するものとしても位置付けている。より正確なデータは本稿を参照していただきたい。

# 1. へき地教育振興法施行規則の変遷とへき地指定学校数の変遷

## (1) へき地教育振興法施行規則の構成とへき地学校指定の仕組み

1954 年、へき地教育に携わっていた教師たちとそれに賛同する教育行政関係者により、へき地教育振興法(以下、「ヘき振法」)が制定された。このへき振法に基づき具体的な対応を行うために、へき地教育振興法施行規則(以下、「施行規則」)が1955 年 5 月に制定された。制定時の構成は、「第一章 教職員住宅」「第二章 へき地集会室」「第三章 へき地学校教員養成施設」となっており、これらに対する補助金交付が主なものであった。施行規則はその後2度の一部改訂を経て、1959 年 7 月に全部改訂され現在の施行規則の原型となった。

制定時の構成は、「第1条 趣旨」「第2条 用語の意義」「第3条 へき地学校の級別の指定」「第4条 基準点数の算定」「第5条 要素ごとの点数の補正」「第6条 付加点数」「第7条 級別の指定の特例」「第8条 本校及び分校」となっている。現在は「へき地手当の額」「へき地手当と地域手当との調整」「へき地手当に準ずる手当の支給」「指定の見直し」が加えられている。

へき地学校の指定は、「基準点数」「付加点数 (現「調整点数」)」を加算した「合計点数」によって行われる。合計点数が 35 点を超えるとへき地学校として指定され、点数によって準級~5 級まで振り分けられることになっている<sup>2</sup>。「基準点数」は別表形式で、主要な施設と学校との距離に応じて点数が定められており、陸地用と島用の二つがある<sup>3</sup>。陸地用には駅又は停留所、医療機関、高等学校、郵便局、市町村教育委員会までの距離が、島用にはそれらに加えて本土からの海上の距離や船着き場の距離、定期航行の回数などが加えられる。「付加点数 (現「調整点数」)」は、基準点数のみでは把握しきれない

諸条件をカバーするためのものであり、電気の供給状況や教材等の購入の利便性、教員の生活に関す る諸状況等が加味される。

1959 年に改訂された施行規則は、これまでに大小含めて20回以上改訂されている。改訂内容は基 本的に基準に関わるものであり、基準となる施設やその定義の変更、点数の変更などが行われてきた。 以下では、これらの改訂に伴って変化してきたへき地指定学校数の全体像を示す。

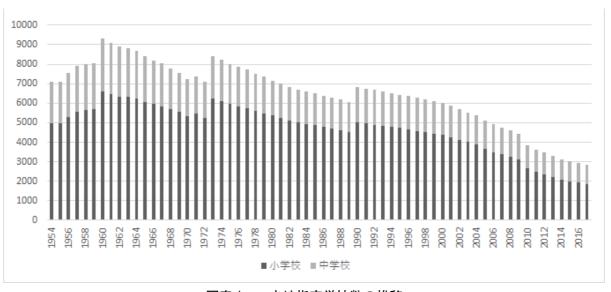
# (2)へき地指定学校数の変遷

以下の図表は、小学校、中学校のへき地指定学校数 (図表 1)、及び全小中学校に対するへき地指定学 校の割合 (図表 2) の変遷をそれぞれグラフ化したものである。両者とも同じような変遷をたどってい る事がわかる。

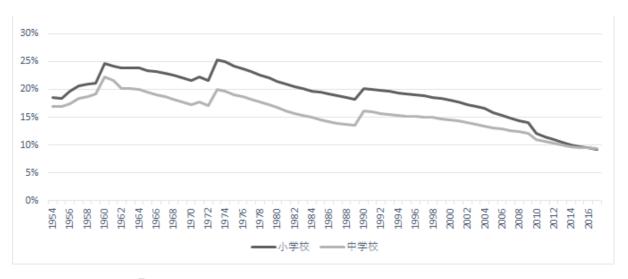
第一に、1950 年代後半から増加し続け 1960 年に 9,000 校を超え、その後は一定期間ごとに増加し つつも全体的に減少していることである。これは、全小中学校に対するへき地指定学校の割合(図表 2) からも確認する事ができる。交通網の発達や個人の自動車所有率の増加、通信技術の発達などが、 基準点数の要素を払拭しているものと考えられる。一方で、へき地として指定される学校は小規模の 学校が多いと考えられ、その事によって統廃合の対象になり、減少しやすかったとも考えられる。つ まり、へき地学校の減少の理由としては、学校は存続したままで「へき地性」が解消された場合と、 学校そのものがなくなった場合の2つが考えられる。

第二に、1960年、1973年、1990年に大きく増加し、2010年にやや高い割合で減少している点で ある。これは第二章で詳述するが、現在の基となる施行規則への全部改訂が行われた 1959 年、及び - 基準の大幅な改訂が行われた 1972 年、1989 年、2009 年の翌年にちょうど該当する。 すなわち、1959 年の全部改訂と 1972 年、1989 年の基準改定は基本的にへき地指定学校を増加させ、2009 年の基準 改定はへき地指定学校を減少させたということが読み取れる4。

以下ではこれらの基準改訂の年に着目し、どのような基準改訂が行われ、へき地指定学校数がどの ように変化したのかを前年と比較し、その傾向を確認する。



図表1 へき地指定学校数の推移



※図表 1,2 ともに『学校基本調査』より筆者ら作成。

図表 2 全小中学校に対するへき地指定学校の割合

# 2. へき地指定基準改訂とへき地指定学校数の変化

ここでは、上述の通り基準点数やその算定要素等、付加点数(現「調整点数」)に関わって大きな変更があった3回の改訂を対象に、その改訂の特徴とへき地指定学校数の変化を見ていく。なお、基準の変遷を一覧化したものを後掲する(図表7)。

# (1)施行規則全部改訂による基準の明確化 (1959年)

上述の通り、1959年7月31日に施行規則が全部改訂され、現在の原型となる制度が整った。それまでのへき地学校指定基準は都道府県が別個に作成していたが、これにより全国的な統一基準がつくられたことになる。

この時の県別の数値は、以下の通りである(図表3)。全体としては約1300 校、16%増加した。網掛けにしてある県は増加率が200%を超えた県で、全部で3県ある。岡山県に至っては3倍も増加しており、実数としても100 校を超えている。また、東京と大阪ではへき地指定された学校があることが確認できる。一方で、中央からやや距離のある県において若干の減少が見られる点は特徴的である。統一基準が採用されたことにより、実態との乖離があったことも可能性として指摘できる。

	1959年	1960年	増加率		1959年	1960年	増加率		1959年	1960年	増加率
計	8,040	9,319	116%	富山	71	82	115%	島根	59	135	229%
北海道	1,867	2,126	114%	石川	144	146	101%	岡山	45	138	307%
青森	326	334	102%	福井	95	99	104%	広島	52	135	260%
岩手	400	431	108%	山梨	117	116	99%	山口	90	108	120%
宮城	97	135	139%	長野	140	185	132%	徳島	159	177	111%
秋田	225	245	109%	岐阜	210	232	110%	香川	111	110	99%
山形	205	254	124%	静岡	77	96	125%	愛媛	281	296	105%
福島	166	193	116%	愛知	153	148	97%	高知	242	323	133%
茨城	25	30	120%	三重	148	140	95%	福岡	90	102	113%
栃木	37	49	132%	滋賀	81	79	98%	佐賀	40	49	123%
群馬	103	99	96%	京都	87	116	133%	長崎	270	307	114%
埼玉	19	43	226%	大阪	0	17	17校増	熊本	165	154	93%
千葉	31	31	100%	兵庫	162	180	111%	大分	228	241	106%
東京	0	56	56校増	奈良	104	112	108%	宮崎	131	180	137%
神奈川	17	16	94%	和歌山	288	274	95%	鹿児島	337	348	103%
新潟	308	412	134%	鳥取	37	40	108%	沖縄	-	_	_

※『学校基本調査』より筆者ら作成。

図表 3 1959 年と 1960 年のへき地指定学校数の比較

# (2) 基準改定によるへき地指定学校数の増加 (1972年、1989年)

# ①1972年5月1日改訂基準の特徴

この年の改訂は施行規則全部改訂後の初の大幅な基準改訂であった。大きな変更点は、基準点数を 定める別表の改訂である。この改訂で注目されるのは、制定時は各施設との距離は 4km 以上から点 数が設定されていたのに対して、2km 以上から設定されることになった点である。

また、基準点数の算定要素となっていた「医療機関」が「病院」と「診療所」に細分化され、それ ぞれに点数が付与されることになった。実質的に、医療の充実度合いを勘案した基準の緩和だと考え られる5。また要素に「市の中心地」として、市役所(支所や出張所等を除く)が付け加えられた。

「島用基準点数」においては、「本土からの海上の距離」の下限が 25km 以上から 15km 以上に下がり、同時に点数が上がっている。「船着場までの距離」も同様の変化がある。各要素までの距離のうち、海上を交通する部分についての点数は下がったものの、減少分は陸地用基準を準用する「陸上を交通する部分」でカバーしているものと読み取れる。

付加点数も変更された。「飲料水を主として天水又は川水から求めなければならない」場合に、一律で 10 点加算だったのが、揚水施設・配水施設がある場合は 5 点の加算となった。また、「有毒ガス等の発生する地帯 (中略)で、不健康地である」場合、一律 10 点だったのが、20 点以内で都道府県の教育委員会又は人事委員会が定めることになった。

#### ②1972 年と 1973 年のへき地指定学校数の比較

以上のように、傾向的には基準の緩和となったため、翌 1973 年にはへき地指定学校数が大幅に増加し、全体としては約 1,400 校、20%増加した6。網掛けにしてある県は、増加率が 150%を超えた県で、全部で 6 県ある (図表 4)。北海道や東北、四国、九州などはもともとのへき地指定学校数が多く増加率はさほど多くないが、関東周辺や中国地方など、都市部と地方の中間にあるような地域のへき地指定学校数の増加率が高いことが見て取れる。新たな基準の追加や条件の緩和によって、それまで

## 34 稚内北星学園大学

にへき地学校指定を外された学校においても、改めてへき地学校として指定されたことが推察できる。 一方で、神奈川、愛知、大阪はへき地指定学校数が減少している。もともと神奈川は 10 校から 9 校、大阪は 13 校から 10 校とそもそもの数が少ない。愛知は減少後も 117 校と比較的多い。

	1972年	1973年	増加率		1972年	1973年	増加率		1972年	1973年	増加率
計	7087	8493	120%	富山	51	54	106%	島根	109	167	153%
北海道	1477	1620	110%	石川	83	119	143%	岡山	112	156	139%
青森	298	351	118%	福井	61	77	126%	広島	88	159	181%
岩手	288	318	110%	山梨	80	86	108%	口	99	107	108%
宮城	104	135	130%	長野	107	113	106%	徳島	128	150	117%
秋田	160	169	106%	岐阜	121	152	126%	香川	55	60	109%
山形	203	208	102%	静岡	47	79	168%	愛媛	217	247	114%
福島	234	294	126%	愛知	125	117	94%	高知	283	310	110%
茨城	19	30	158%	三重	113	136	120%	福岡	88	103	117%
栃木	46	48	104%	滋賀	47	48	102%	佐賀	40	52	130%
群馬	68	82	121%	京都	91	104	114%	長崎	294	307	104%
埼玉	28	39	139%	大阪	13	10	77%	熊本	163	241	148%
千葉	12	23	192%	兵庫	79	98	124%	大分	210	220	105%
東京	49	49	100%	奈良	68	95	140%	宮崎	142	153	108%
神奈川	10	9	90%	和歌山	220	230	105%	鹿児島	351	421	120%
新潟	372	416	112%	鳥取	34	57	168%	沖縄	126	174	138%

※『学校基本調査』より筆者ら作成。

図表 4 1972 年と 1973 年のへき地指定学校数の比較

#### ③1989 年 3 月 31 日改訂基準の特徴

この年も基準点数を定める別表が改訂された。特徴的な点は次の 4 点である。1) それまでは学校 と施設の距離が 48km 以上離れていれば一律の点数だったのが、120km 以上にまで伸びた。北海道 や離島などをより意識したものと推測できる。2)「駅又は停留所までの距離」の点数が大きく減らされた。例えば以前は 40km 離れていれば 120 点であり、その時点で 3 級地以上が確定していたのに対し、この改訂で 80 点となったため、2 級地以上の確定となった。この点については、自家用車の普及 率等と比較して状況を見定める必要があるだろう。3) 基準点数に関わる要素として「県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地」が加えられた。要素の追加は事実上の点数の増加として捉えられる。4) 基準点数を決める要素ごとの点数の補正として、交通機関の一日の運行回数が「5 往復」を限度にしていたのが「8 往復」になる等の緩和があった。これらは地方と都市部の格差などに配慮したものとも考えられる。島用基準においても 1 日の定期航行の回数は 5 回を上限としていたのが、10 回まで引き上げられるなどの緩和があった。

また、「へき地学校等の指定」を定める第3条が改訂され、1級地指定の点数が「40~79点」から「45~79点」に変更された。一方で、それまで「35~39点」で指定されていた「へき地学校に準ずる学校」が、「35~44点」に変更された。なお「へき地学校に準ずる学校」は本章第4節で触れる通り 19~71年時点で追加されている。

付加点数の変更点として、「電気の供給の有無やある場合でも利用状況」、「電話設置の有無」、「船の 乗降や日常の交通においてはしけ又は渡舟等を利用しなければならないかどうか」、「生活保護による 教育扶助に係る要保護者の割合」、「教員住宅の不足による借家等の割合」が削除され、新たに「図書 館、博物館あるいはそれに類する施設までの距離」、「食料品、日用品の購入地までの距離」が新設さ れた。特に削除された項目の背景については、前半3つは電気及び電話の普及率の向上や架橋の増加 が推測され、後半2つはほとんどの学校で規定の割合を下回ったものと予想されるが、詳細な調査に よる裏付けが必要であろう。

## ④1989 年と 1990 年のへき地指定学校数の比較

この時の県別の数値は、以下の通りである(図表5)。全体としては約770校、13%増加した。ここ で網掛けにしている県は、増加率が 130%を超えた県である。前回に比べて他県より増加率の高い県 は減り、4 県である。北海道の増加率は 138%と、栃木の増加率ほどは高くないものの、もともとの 数が多いため、約400校増加と、今回の増加数の半分以上を占めていることになる。一方で減少した のが9県で、必ずしも都心に集中しているとも言えない分布である。

	1989年	1990年	増加率		1989年	1990年	増加率		1989年	1990年	増加率
計	6037	6810	113%	富山	20	21	105%	島根	146	167	114%
北海道	1017	1402	138%	石川	74	75	101%	岡山	115	121	105%
青森	259	266	103%	福井	43	57	133%	広島	133	172	129%
岩手	223	273	122%	山梨	53	41	77%	山口	83	89	107%
宮城	98	98	100%	長野	75	78	104%	徳島	107	107	100%
秋田	89	80	90%	岐阜	81	90	111%	香川	53	56	106%
山形	150	150	100%	静岡	65	77	118%	愛媛	186	165	89%
福島	191	229	120%	愛知	95	90	95%	高知	212	240	113%
茨城	16	16	100%	三重	91	103	113%	福岡	88	69	78%
栃木	33	65	197%	滋賀	33	34	103%	佐賀	43	49	114%
群馬	51	69	135%	京都	80	83	104%	長崎	256	259	101%
埼玉	21	18	86%	大阪	10	4	40%	熊本	202	236	117%
- 千葉	16	16	100%	兵庫	77	98	127%	大分	187	188	101%
東京	47	47	100%	奈良	76	58	76%	宮崎	114	130	114%
神奈川	5	6	120%	和歌山	181	148	82%	鹿児島	376	462	123%
新潟	258	295	114%	鳥取	38	38	100%	沖縄	170	175	103%

<sup>※『</sup>学校基本調査』より筆者ら作成。

図表 5 1989 年と 1990 年のへき地指定学校数の比較

# (3)基準改定によるへき地指定学校数の減少(2009年)

#### ①2009 年 3 月 13 日改訂基準の特徴

前回からちょうど 20 年ぶりとなる基準の改訂が行われた。1) 基準点数の要素として、金融機関ま での距離とスーパーマーケットまでの距離が追加された7。2)全体的に点数が減らされ、へき地学校 として指定されにくくなった。特に先の改訂で120点から80点に減らされた「駅又は停留所までの 距離が 40km 以上離れている場合」の点数が、40点にまで減らされた。これにより、2級地以上確定 だったのが 1 級地以上の確定となった。自家用車の普及も考えられるが、学校統廃合の影響もあり、 そもそもそれほど駅や停留所から離れた地域に学校がなくなってきたという可能性もあるだろう。島 用基準において前回の変更で緩和された1日の定期航行の回数は、上限だった10回から5回へと再 度減らされている。

付加点数は「調整点数」と名称が改められ、「学校から学用品等の購入地までの距離」と「食料品、

## 36 稚内北星学園大学

日用品購入場所までの距離」が削除され、新たに「インターネット環境の有無」と「携帯電話の通信状況」が追加された。

# ②2009 年と 2010 年のへき地指定学校数の比較

この時の県別の数値は、以下の通りである(図表 6)。全体としては約 600 校、13%の減少である。 へき地指定学校数は、1961 年以降、上述のような大幅な基準改定がない年については基本的に減少している。しかし前年に対する減少率は基本的に 1~3%であり、この時の基準改定までは多い年でも 5%の減少であった。それがこの年に 13%も減少し、それ以降も 3~6%の減少が続くこととなった8。

ここで網掛けにしている県は、へき地指定学校が前年と比べて半分以下になった県である。大阪でも減少しているが、茨城、徳島でも大幅に減少していることから、大都市を中心に減少したというわけではない。一方で広島は30%増加していることも特徴的である。

	2009年	2010年	増加率		2009年	2010年	増加率		2009年	2010年	増加率
計	4429	3852	87%	富山	8	6	75%	島根	117	112	96%
北海道	943	795	84%	石川	22	17	77%	岡山	72	63	88%
青森	106	89	84%	福井	42	39	93%	広島	88	115	131%
岩手	162	143	88%	山梨	25	23	92%	山口	51	39	76%
宮城	68	74	109%	長野	63	57	90%	徳島	95	45	47%
秋田	38	27	71%	岐阜	54	51	94%	香川	43	34	79%
山形	92	64	70%	静岡	60	53	88%	愛媛	104	86	83%
福島	153	116	76%	愛知	63	53	84%	高知	148	142	96%
茨城	16	3	19%	三重	86	48	56%	福岡	37	35	95%
栃木	48	32	67%	滋賀	18	12	67%	佐賀	33	26	79%
群馬	42	32	76%	京都	51	51	100%	長崎	193	187	97%
埼玉	4	4	100%	大阪	3	1	33%	熊本	113	104	92%
千葉	5	5	100%	兵庫	77	73	95%	大分	107	93	87%
東京	31	31	100%	奈良	38	35	92%	宮崎	88	73	83%
神奈川	3	3	100%	和歌山	72	68	94%	鹿児島	407	383	94%
新潟	160	141	88%	鳥取	13	11	85%	沖縄	167	158	95%

<sup>※『</sup>学校基本調査』より筆者ら作成。

図表 6 2009 年と 2010 年のへき地指定学校数の比較

# (4) その他の改訂内容

ここでは、補足的に上記以外の改訂箇所について紹介する。

まず手続き的なものとして、1972年に沖縄返還に伴う定義等の改訂が行われた。沖縄については返還前からへき地校数の調査がなされ、実態についてはある程度把握されていたと考えられる<sup>9</sup>。また1998年には中等教育学校前期課程を、2016年には義務教育諸学校をそれぞれ対象として追加している。

次に内容に関わる外形的なものとして、1971年に「へき地学校に準ずる学校」の項目が設けられ、 基準点数と付加点数の合計が 35~39点の学校が指定された。また同じ年に、それまでへき振法に明 記されていたへき地手当の額が、施行規則に定められることになった<sup>10</sup>。一方でこの規定は 2003年の 改訂において 5級の手当割合の 25%が削除され、「25%を超えない範囲内で定める支給割合を乗じて 得た額」となったことで、実質的な削減、あるいは手当の額の裁量を地方へと移したと理解すること ができる。

また、本施行規則において、へき地学校指定基準点数と手当の支給額はおおむね6年ごとに行われ

ることになっているが、これは 1988 年に定められており、その際には「6 年ごと」、2007 年に「お おむね6年ごと」に改訂され、現在に至っている。

	1959年(制定時)	1972年改正	1989年改正	2009年改正(現行規定)
	学校が本土内にある場合(別表1)			
	駅又は停留所までの距離			駅又は停留所までの距離
	医療機関までの距離	用除		
		病院までの距離		病院までの距離
		診療所までの距離		診療所までの距離
	高等学校までの距離			高等学校までの距離
	郵便局までの距離			郵便局までの距離
	市町村教育委員会までの距離			市町村教育委員会までの距離
				金融機関までの距離
基準点数				スーパーマーケットまでの距離
		市の中心地までの距離		市の中心地までの距離
			県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心	県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地
			地までの距離	までの距離
	学校が離島などにある場合(別表2)			
	本土からの月間の定期航行の回数			本土からの月間の定期航行の回数
	本土からの海上の距離			本土からの海上の距離
	船着場までの距離			船着場までの距離
	その他、別表の各要素に海上を交通する場合	<u> </u>		1
モナごし ふ	交通機関のない部分が、自然的条件により交通困難			交通機関のない部分が、自然的条件により交通困難
要素ごとの点数の補正	交通機関の一日の運行回数		運行回数変更(緩和)	交通機関の一日の運行回数
R 数XVノT用止	交通機関が自然的条件により休止する		船着場までの交通状況も該当させた	交通機関が自然的条件により休止する
	学校から最寄りの駅又は停留所が自然的条			学校から最寄りの駅又は停留所が自然的条
	件により閉鎖される			件により閉鎖される
	  電気の供給状況		用除	
	電話設置の有無		<b>用除</b>	
	上水道の設置の有無	揚水施設の有無を追加	<b>招除</b>	ト下水道の有無(揚水施設の条件付き)
	上小温の設置の有点  有毒ガス等の発生する地帯、風土病地帯、湿			上下小道の有無(場小施設の発行)で
	用毒ガス等の光主する心帯、風工病心帯、湿 潤地帯、極寒地帯、多雪地帯などで、不健康 地	都道府県教育委員会又は人事委員会が 点数を定めるよう変更		
	渡船の状況		用除	
	児童又は生徒数の住所地の距離			児童又は生徒数の住所地の距離
調整点数(付加点数)	学校から教科書、学用品等の購入地までの	教科書は削除		<b>解除</b>
=文化的条	距離	X11 B 16 17 17 18		
件			同事的 苯基仲士不不正解	インターネット環境等の有無
			図書館、博物館までの距離	図書館、博物館までの距離
			食料品、日用品購入場所までの距離	携帯電話の通信状況 解除
	生活保護法に係る要保護者の児童又は生徒		<b>用除</b>	- FEEDER
	の総数	** 早秋本本 (後で)	172145-	24 C O 34
	教員の数	教員数変更(緩和)		教員の数
	教員の住宅条件		用除	
	分校の場合、本校との距離 に、へき地教育振興法施行規則第4条、第5条			分校の場合、本校との距離

※『官報』より、該当年を抜粋し筆者ら作成。

図表 7 へき地学校指定基準の要素(基準点数及びその補正、調整点数(付加点数))の変遷

# おわりに―まとめにかえて

以上、へき地教育振興法施行規則における基準改訂の変遷、及びそれに影響を受けたへき地指定学 校数の変化を見てきた。へき地指定学校数は 1960 年を境に年々減少しており、現在では小中学校と もに全体の学校の1割程度となっている。ただしその減少傾向は一定ではなく、時代の状況の変化を 受け基準を見直すことによって定期的な増加 (再指定) が行われることで、教育条件を整備し、へき地 における教育の機会均等の保障を図ってきたといえる。

今後の課題を二点挙げる。一点目は、教育財政政策と教育条件整備との関係性を、へき地教育にお ける教育条件整備の状況から検討する事である。 直近 2009 年の基準改訂においてはへき地指定学校 が大きく減少していることが明らかになった。この要因については、多くの指摘があるように、景気 の低迷に伴う新自由主義路線の進行と教育 (財政) 政策への影響という観点から検討する必要があるだ ろう。特に2009年の基準改訂については、前年のリーマンショックによる経済成長率の大幅減(マイ

ナス 3.4%)の影響があったことも推察される。このことは、へき地に対する教育の保障が、経済状況によって揺らいでしまう不安定なもの、あるいは操作可能なものとしての位置付けがより明確になったことを示唆している。第二章で見てきたように、基準の改訂は基本的に緩和的な見直しであり、へき地指定学校数は増加 (再指定) していた。しかし、2009 年に毎年の減少率 (1~3%) を大幅に越える 13%の減少となり、その後も比較的大きい割合でへき地指定学校数が減少している事を考えると、基準の変更によるへき地指定学校数の「操作」はより恣意的になっていると推察できる。数値的・状況的に推察されるへき地指定学校への支援の消極化についての分析が課題として挙げられる。

二点目は、個別地域の事例調査である。教育におけるへき地性の問題は、制定当時から考えれば大幅に改善されているだろう。しかし中心地からの絶対的な距離は変わらないため、人、物、文化等の移動に必要な時間的・経済的・体力的な負担についてはなかなか埋まらない。こうしたへき地と中央との差が具体的にどのような影響を及ぼすのか、それらを少しでも解消するような教育条件整備とは何か、これらを検討するために個別地域の事例を調査することも今後の課題である。

## ●注

1 詳細については、御代田桜子、米津直希、富樫千紘「『へき地教育』の概念・法及び実態に関する基礎的研究」(『稚内北星学園大学紀要』(19)、2018年5月31日) を参照されたい。

<sup>2 「</sup>準級」とは「へき地学校に準ずる学校」であり、「準級地」等とも呼ばれる。級と点数の対応は、現時点 (2019年2月) で準級地 (35~44点)、1 級 (45~79点)、2 級 (80~119点)、3 級 (120~159点)、4 級 (160~199点)、5 級 (200点以上) である。数字が大きくなるほど「へき地性」が強いことになる。

<sup>3</sup> 例えば、学校から「医療機関までの距離」のうち、交通機関のない部分が 6km 以上 8km 未満の場合は3点、交通機関がある部分が 4km 以上 6km 未満の場合は1点、合計4点、等と決まる。

<sup>4</sup> ここでは便宜的に「増加」という言葉を用いたが、実態としての「増加」は「再指定」である可能性も高い。つまり、へき地指定を受けるべき状況にある学校がそれ以前の基準では点数が達しなくなってしまったが、新たな基準により再度へき地指定を受けたという可能性である。

<sup>5 1959</sup> 年基準では「医療機関」一つが基準となっており、医療法における「病院」と「診療所」どちらかを対象としていたのに対して、「病院」と「診療所」と区別し、それぞれに点数を付与した。

<sup>6</sup> ただし、へき地指定校数は年々減少しているため、「増加」よりは「再指定」の方が多い可能性がある。以降の施行規則改訂に伴う「増加」も同様である。

<sup>7</sup> これらの追加は暮らしに配慮されたものと考えられる。一方で、この改訂で追加されたスーパーマーケットの定義における「生鮮食料品その他衣食住等に関する各種商品を販売する店舗」として、近年普及しているドラッグストアやホームセンター等においてそれらを一部扱っている店舗が、この条件にあてはめられる場合がある。確かに緊急時や多少の買い物はそこを利用していても、基本的な買い出しは隣町まで移動するという場合があり、現実の暮らしに十分配慮しているとは言えない場合もある。

<sup>8 1961</sup> 年~2009 年のうち、増加した年を除いた減少率の平均は 2.3%、一方で 2011 年~2017 年まで の減少率の平均は 4.4%となり、この年を境に減少率は倍増していると見ることもできる。 もちろん、詳細な分析を行う上では、子どもの減少やそれに伴う学校統廃合等も考慮に入れる必要がある。

 $<sup>^9</sup>$  沖縄のへき地学校数については、学校基本調査において 1970 年から調査結果が掲載されている。 1970 年から 1972 年の結果まで「(別掲)」と付され、1973 年の結果から「(別掲)」は削除されている。

 $<sup>^{10}</sup>$  級に応じた支給割合で、給料及び扶養手当の月額の合計に対して準級地 4%、1 級 8%、2 級 12%、3 級 16%、4 級 20%、5 級 25%を乗じて得た額を加算する。

# ● 英文タイトル

Research on the vicissitude of the Act on Improvement of Education in Remote Areas Enforcement Regulations, and quantitative variations in schools in remote areas.

# ● 英文要約

The objective of this study was to examine the vicissitude of educational criteria in remote areas as per the Act on Improvement of Education in Remote Areas Enforcement Regulations, and to analyze quantitative variations in schools in remote areas.

Criteria for education in remote areas were established in 1959. Since then, the criteria changed three times. The number of schools in remote areas decreased, but the change of criteria in remote areas increased. Due to the new criteria in 2009, there was a decrease in the number of schools in remote areas because they were now being financed by the central government.

It is important to deliberate on the condition of educational maintenance in remote areas, in order to promote education.